

令和8年熊本地震により被害を受けられた皆さまへ

令和8年7月29日

このたびの令和8年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
この被災に伴い、マイナ保険証又は資格確認書を紛失あるいは家庭に残したまま避難された場合であっても、医療機関等の窓口において

- ・氏名
- ・生年月日
- ・連絡先（電話番号等）
- ・組合員の勤務先名

を申し出ることにより、マイナ保険証又は資格確認書が無くても医療機関等に受診をすることができます。

また、組合員が非常災害により住居や家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて「災害見舞金」が支給されます。

「災害見舞金」の支給額や請求方法については、災害見舞金のページをご覧ください。

[災害にあったとき | 地方職員共済組合](#)